

2021年3月1日
横浜協和法律事務所

横浜協和法律事務所 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年3月1日～2024年2月末日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2021年3月～ 所要の規則等の整備、改定
- 2021年5月～ 関係資料の所内掲示、据え置き等による周知、情報提供

目標2：子の看護休暇の取得を促進する。

<対策>

- 2021年3月～ 制度内容等について所内掲示等適宜の方法により職員に周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 2021年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2021年9月～ 有給休暇取得促進の周知、有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始